

日本保健医療大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 今日保健医療福祉の現場においては、医師、看護師、薬剤師、臨床心理技術者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの医療専門スタッフとソーシャルワーカー、介護支援専門員などの社会福祉関係者がチームを組み、協働してケアに当る必要性が叫ばれており、それぞれの保健医療専門職の育成と資質の向上が緊急の課題となっている。

学校法人共済学院が設置する日本保健医療大学（以下「本学」という。）は、このような社会の状況に鑑み、保健医療福祉分野の充実を図るため人間性の高揚と、共済主義精神（共存共栄の精神）を理想に掲げ、高度の専門性を持って幅広く活動できる保健医療福祉の専門職を育成し、国民ひいては人類の福祉と活力ある、より高度な社会及び高度な人類文化の形成に貢献することを目的とする。

2 本学保健医療学部は、自らの専門領域に係わる科学的知識・技術の修得を計るとともに、日本国民が健康な生活を過ごすことができるよう保健医療福祉の分野を充実・拡充し、安全で健やかな生活を築きあげるために必要な人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 組織

(学部、学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置き、その位置は次のとおりとする。

学部の名称	学科の名称	位 置
保健医療学部	看護学科	埼玉県幸手市
	理学療法学科	

第3条の2 本学に図書館を置く。

第3条の3 本学に事務局を置く。

第3条の4 本学に教育研究に関するセンターを置くことができる。

2 センターに関する事項は別に定める。

(入学定員及び収容定員)

第4条 本学の学部、学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科	100人	400人
	理学療法学科	80人	320人

第3章 職員組織

(職員組織)

第5条 本学に次に掲げる職員を置く。

(1) 学 長

(2) 教 授

(3) 准教授

(4) 講 師

(5) 助 教

(6) 助 手

(7) 事務職員

(8) 技術職員

(9) その他必要な職員

2 本学の学部 to 学部長を、学部の学科に学科長を置く。

3 図書館に図書館長を置く。

4 事務局に事務局長を置く。

5 本学に副学長、名誉教授、客員教授、客員准教授、非常勤講師その他必要な教員を置くことができる。

(学長の職務及び権限)

第5条の2 学長は、理事会により任命され、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長は校務全般に関し、最終決定権を有する。

第4章 管理運営委員会、学科長会議、教授会及び学科会

(管理運営委員会)

第6条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会は、学長、副学長、学部長、学長が指名した学科長、理事長が指名した理事及び事務局長をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。

3 管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長を務めることができないときは、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 大学学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
- (3) 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
- (4) 教員人事の基準及び調整に関する事項
- (5) 学生の定員に関する事項
- (6) 学生の身分及びその厚生指導に関する重要事項
- (7) 理事会の諮問事項
- (8) その他、本学の運営に関する重要事項

(学科長会議)

第7条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科長会議を置く。

2 学科長会議は、学長、副学長、学部長、学科長をもって構成する。

3 学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長が認めた小規模の会議の場合は、学部長が招集し、その議長となることができる。

4 学長が議長を務めることができないときは、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

(教授会)

第8条 本学の教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長が議長を務めることができないときは、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 教授会は、学長、副学長、学部長、学科長及び学部の教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、准教授その他の職員を加えることができる。

5 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる次の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の進級、留学、休学、転学、退学、除籍その他学生の身分に関する事項

(2) 履修、試験、評価及び単位の認定に関する事項

(3) その他本学の教育研究に関し、学長が諮問した事項

7 教授会に関する必要な事項は別に定める。

(学科会)

第9条 学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を置く。

2 学科会は学科の専任教員をもって構成する。

(委員会)

第10条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月12日まで
- (2) 後期 9月13日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第13条 授業を行わない日（以下、「休業日」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 創立記念日 10月15日
 - (4) 開校記念日 4月16日
 - (5) 春期休業日 2月20日から3月31日まで
 - (6) 夏期休業日 8月11日から9月12日まで
 - (7) 冬期休業日 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第6章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、所定の入学願書及び入学検定料に別に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 一度納付した入学検定料は、返還しない。

3 入学志願の時期は、その都度公示する。

(入学者の選考)

第17条 入学を志願する者の選考は、学力試験、その他の方法による。

2 前項の選考の方法は別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入学金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則第92条の3（昭和22年文部省令第11号）に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成所学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 第1項の規定により入学を認められた者で、入学のため所要の手続きを取ろうとするものは、所定の期日までに別表第3に定める入学金を納付しなければならない。

第7章 留学

(留学の許可)

第20条 本学に1年以上在学した者が、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学等」という。）へ、保証人連署の上、留学を願い出たとき、それが教育上有益と認められるときは、学長はこれを許可することができる。

2 留学期間は、1年を限度として在学期間に算入することができる。

3 留学期間中、学生は、授業料その他の学生納付金を別に定めるところにより納付しなければならない。

4 留学に関する規則及び学内手続きその他については、別に定める。

第8章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目及び単位数等)

第21条 開設する授業科目及び単位数等については、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第22条 授業科目の単位の計算基準は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

第9章 修業年限、在学年限、単位の認定、卒業及び学位

(修業年限及び在学年限)

第23条 修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

学 部	学 科	修業年限	在学年限
保健医療学部	看護学科	4 年	8 年
	理学療法学科		

2 転入学及び再入学の修業年限、在学年限については、過去に修めた授業科目及び在学期間等を考慮して定める。

(単位の認定)

第24条 授業科目の単位の認定は、別に定める試験その他の方法によって行い、これに合格した者には、単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、卒業に必要な単位として合計60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により卒業に必要な単位として与えることができる単位数は、第25条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第26条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により卒業に必要な単位として修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業要件)

第28条 第23条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、別表第1定める単位数を修得し、卒業試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項に規定する単位数には、別表第1に定める科目の単位数を含まなければならない。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(卒業の時期)

第28条の2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、前期の終了日までに前条に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

(学位)

第29条 卒業した者に対し、次の区分により学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）

第10章 休学、復学、退学、転学及び除籍

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由のため3箇月以上学習することができないときは、保証人連署の上、許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため、学習することが不適當と認められる学生に対しては、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、許可を得て引き続き1年引き続き1年以内に限り休学することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、第23条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中でもその事情がなくなったときは、届け出て学長の許可を得て復学することができる。

(退学又は転学)

第32条 退学又は転学しようとする者は、その理由を付して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 在学期間が第23条に規定する期間を超えた者
- (2) 休学期間が第30条第3項に規定する期間を超えた者
- (3) 授業料を所定の期日までに納付を怠り、督促しても、なお、納付しない者
- (4) 成業の見込みがないと認められる者
- (5) 行方不明の者又は死亡した者

第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料及び入学金)

第34条 本学に入学を志願する者は、納期までに別表第2に定める入学検定料を納付しなければならない。

- 2 入学の選考に合格した者で入学のため所要の手続きをとろうとする者は、所定の期日までに別表第3に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第35条 別表第3に定める各年度に係る授業料等については、原則として本条第2項に規定する前期の納付期間に年額を一括して納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、授業料については、次の区分により、前期及び後期に分けて納付することができる。なお、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

納付区分	納付期間
前期	4月1日から4月15日まで
後期	9月15日から9月30日まで

- 3 入学年度の前期及び後期に係る授業料等については、別に定める。

(既納の入学金及び授業料等)

第36条 一度納付した入学金は返還しない。授業料等は、3月31日午後5時までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は推薦入学試験（これに類する入学試験を

含む。)に合格して大学と在学契約を締結した入学志願者は除く。)については、原則として、入学志願者が納付した授業料等を返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項及び第3項の規定に基づき、前期に係る授業料等を徴収するときに、後期に係る授業料等を併せて納付した者が、後期に係る授業料等を徴収する時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料等を返還する。

(休学者の授業料等)

第37条 休学中は、その期間分の在籍料を納付しなければならない。

- 2 休学者の在籍料及び授業料等については、別に定める。

(留学中の授業料等)

第38条 留学中は、第35条第1項に定めた授業料納付区分留学期間の全期間にわたる場合に限り、その期間分の授業料等の半額を免除する。

(退学者等の授業料等)

第39条 停学、退学、転学又は除籍の場合であっても、その期に属する分の授業料等は、納付しなければならない。

(授業料等未納者に対する処分)

第40条 授業料等を第35条第1項に定めた期間中に納付しない者には、出席停止を命ずる。なお、引き続き納付しない者は、第33条第3号により除籍とする。

第12章 賞罰

(表彰)

第41条 成績の特に優秀な学生又は表彰に値する行為があった学生は、これを表彰する。

- 2 その他表彰について必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違反する行為又は学生の本分に著しく反する行為若しくは反社会的行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、譴責、戒告、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - (4) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 4 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。
- 5 その他懲戒について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月2日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第28条に定める事項（卒業に必要な単位数等）については、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 別表第1に定める事項（時間数）については、平成23年度以前の入学生においても適用する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

別表第1の1の1 (令和4年度以降入学生 保健医療学部看護学科 開設科目単位表)

科目区分		授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
基礎系科目	外国語	英語Ⅰ（総合英語）	1前	30	1				○		必修19単位及び 選択科目から 4単位以上
		英語Ⅱ（医療英語Ⅰ）	1後	30	1				○		
		英語Ⅲ（医療英語Ⅱ）	2前	30	1				○		
		フランス語	2後	30		1			○		
		朝鮮語	1後	30		1			○		
	人間文化	スタディ・スキル	1前	15		1		○			
		コモン・スキル	1前	15		1		○			
		人間論	1前	15	1			○			
		心理学	1後	30	2			○			
		メンタルヘルス	1前	15	1			○			
		コミュニケーション論	1前	30	1				○		
		法学（日本国憲法）	2後	30		2		○			
		教育学	2後	30	2			○			
		生命倫理	2後	15	1			○			
		情報科学Ⅰ	1前	30	1				○		
		情報科学Ⅱ	2後	30	1				○		
		社会学	1後	30		2		○			
		基礎ゼミ	1前	30	1				○		
		囲碁の文化と思考力開発	1後	30		1			○		
		生物	1前	15	1			○			
		化学	1前	15	1			○			
		ボディメカニクス	1前	15	1			○			
		生涯発達論	1後	30	2			○			
		ボランティア論Ⅰ	1後	15		1		○			
		ボランティア論Ⅱ	2前	30		1			○		
		国際文化論	2後	15		1		○			
		文化人類学	1後	15		1		○			
		小計（27科目）		－	－	19	13	0	16	11	
専門基礎系科目	健康と社会	人体の構造と機能学（総論）	1前	15	1			○			必修27単位以上
		人体の構造と機能学Ⅰ（骨、神経、筋肉）	1前	15	1			○			
		人体の構造と機能学Ⅱ（循環器、呼吸器系）	1前	15	1			○			
		人体の構造と機能学Ⅲ（脳神経、消化器系）	1後	15	1			○			
		人体の構造と機能学Ⅳ（腎、泌尿器、生殖器他）	1後	15	1			○			
		臨床薬理学	2前	30	2			○			
		生化学	1後	15	1			○			
		微生物学	1後	15	1			○			
		病理学	1後	30	2			○			
		病態治療学Ⅰ（総論、神経、呼吸器、循環器、血液）	2前	30	2			○			
		病態治療学Ⅱ（消化器、腎、内分泌、感染症、免疫）	2前	30	2			○			
		病態治療学Ⅲ（運動器、皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科）	2後	15	1			○			
		病態治療学Ⅳ（泌尿器、歯科）	2後	15	1			○			
		病態治療学Ⅴ（母性、婦人科）	2後	15	1			○			
		病態治療学Ⅵ（小児、精神）	2後	15	1			○			
		臨床栄養学	2前	30	2			○			

科目区分		授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門基礎系科目	健康と社会	社会福祉学	2後	30	2			○			必修27単位以上
		関係法規	4後	15	1			○			
		保健医療福祉行政論Ⅰ	3前	30			2	○			
		保健医療福祉行政論Ⅱ	4前	30			1	○	○		
		保健統計学	2後	30	2			○			
		公衆衛生学	1後	15	1			○			
		疫学	3前	30			2	○			
		健康体育	1前	30			1		○		
		健康とスポーツ（医療と健康）	1前	15			1	○			
	小計（25科目）		—	—	27	0	7	23	2	0	27
看護学専門科目	看護学の基本	看護学概論	1前	30	2			○			必修73単位及び 選択科目から 3単位以上
		看護過程展開方法論Ⅰ	1後	30	2			○			
		看護過程展開方法論Ⅱ	2前	30	1				○		
		看護技術方法論Ⅰ（共通基本技術）	1前	15	1			○			
		看護技術方法論Ⅱ（ヘルスアセスメント）	1後	30	1				○		
		看護技術方法論Ⅲ（日常生活の援助）	1後	60	2				○		
		看護技術方法論Ⅳ（診療の援助技術）	2前	30	1				○		
		臨床推論の基礎	2後	30	1				○		
	看護学専門科目 方法論	地域・在宅看護概論Ⅰ（地域における看護）	1後	15	1			○			
		地域・在宅看護概論Ⅱ（在宅看護論）	2前	15	1			○			
		地域・在宅看護方法論Ⅰ	2後	15	1			○			
		地域・在宅看護方法論Ⅱ	3前	30	1				○		
		リハビリテーションと看護	2前	15		1		○			
		成人看護学概論	2前	30	2			○			
		成人看護学方法論Ⅰ	2後	30	2			○			
		成人看護学方法論Ⅱ	3前	60	2				○		
		老年看護学概論	2前	15	1			○			
		老年看護学方法論Ⅰ	2後	30	2			○			
		老年看護学方法論Ⅱ	3前	30	1				○		
		小児看護学概論	2前	15	1			○			
		小児看護学方法論Ⅰ	2後	30	2			○			
		小児看護学方法論Ⅱ	3前	30	1				○		
		母性看護学概論	2前	15	1			○			
		母性看護学方法論Ⅰ	2後	30	2			○			
		母性看護学方法論Ⅱ	3前	30	1				○		
		精神看護学概論	2前	15	1			○			
		精神看護学方法論Ⅰ	2後	30	2			○			
		精神看護学方法論Ⅱ	3前	30	1				○		
		公衆衛生看護学概論	2前	30	2			○			
		公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	2後	15	1			○			
		公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	2後	30		2		○			
		公衆衛生看護管理論	3前	15		1		○			
		地域診断演習	4前	30		1			○		
		公衆衛生看護支援論Ⅰ	3前	30		2		○			
		公衆衛生看護支援論Ⅱ	4前	30		1			○		
		産業保健論	3前	15		1		○			
		学校保健論	3前	15		1		○			
		家族看護論	2後	30	2			○			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
看護学専門科目	基礎看護学実習Ⅰ (対象の理解と看護活動の場を知る)	1後	45	1					○	必修73単位及び 選択科目から 3単位以上
	基礎看護学実習Ⅱ (対象に応じた援助技術の習得)	2前	90	2					○	
	地域・在宅看護論実習	3後	90	2					○	
	成人看護学実習	3後	180	4					○	
	老年看護学実習	3後	135	3					○	
	小児看護学実習	3後	90	2					○	
	母性看護学実習	3後	90	2					○	
	精神看護学実習	3後	90	2					○	
	公衆衛生看護学実習	4前	225		5				○	
	看護倫理	3前	30	1				○		
	看護実践統合演習 (OSCE)	3前	30	1				○		
	看護教育学	4後	15		1		○			
	看護管理学	4後	15		1		○			
	医療安全管理学	2後	15	1			○			
	医療経営学	4後	15		1		○			
	地域包括ケア	2後	15	1			○			
	チーム医療論	3前	15		1		○			
	感染看護学	3前	15		1		○			
	看護行政論	4前	15		1		○			
	エンドオブライフケア論	4前	15	1			○			
	災害看護論	4前	15	1			○			
	看護研究Ⅰ (研究の基礎)	3前	15	1			○			
	看護研究Ⅱ (研究計画書)	4前	30	1				○		
	看護統合実習Ⅰ (くらしの中の看護)	1後	45	1					○	
	看護統合実習Ⅱ (くらしの中の危機に対する看護)	2後	45	1					○	
	看護統合実習Ⅲ (くらしの中の多様な支援と看護)	3後	45	1					○	
	看護統合実習Ⅳ (くらしの中での様々な場における看護実践)	4前	90	2					○	
	小計 (65科目)	—	—	73	21	0	36	16	13	76
合計 (117科目)		—	—	119	34	7	75	29	13	126

別表第1の1の2 (令和3年度以前入学生 保健医療学部看護学科 開設科目単位表)

科目区分		授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
基礎系科目	外国語	英語Ⅰ（読解力・表現力・文法）	1前	30	2			○			必修17単位及び選択科目から2単位以上 } 1科目 1単位以上 } 1科目 1単位以上	
		英語Ⅱ（会話）	1後	30	1				○			
		英語Ⅲ（応用）	1後	30	1				○			
		英語Ⅳ（医療英語）	2前	30	1				○			
		フランス語	2後	30		2			○			
		朝鮮語	1・2後	30		2			○			
	人間文化	人間論	1後	15		1			○			
		日本の思想	1後	15		1			○			
		心理学	1前	30	2				○			
		経営学	2後	30	2				○			
		法学（日本国憲法）	2後	30		2			○			
		教育学	2後	30		2			○			
		生命倫理	2後	30	1				○			
		情報科学	1前	30	2					○		
		社会学	1・2後	30		2			○			
		基礎ゼミ	1前	30	1					○		
		サイコセラピーとカウンセリング	2後	30	1					○		
		囲碁の文化と思考力開発	1前	30		1				○		
		生物	1前	30	1					○		
		化学	1前	15	1					○		
		物理	1前	15	1					○		
		国際保健学	4後	30		1				○		
		国際文化論	2後	30		1				○		
小計（23科目）		－	－	17	15	0	18	5	0	19		
専門基礎系科目	健康と社会	人体構造学	1前	60	2				○		必修26単位以上	
		人体機能学	1後	60	2				○			
		薬理学（臨床薬理含）	2後	45	2				○			
		生化学と遺伝・遺伝カウンセリング	2前	30	1							
		微生物学	1後	30	1				○			
		病理学	1後	30	1				○			
		病態治療学Ⅰ （脳神経系、循環器系、呼吸器系、消化器系）	2前	60	2				○			
		病態治療学Ⅱ （腎・泌尿器系、血液・免疫、内分泌、アレルギー、精神）	2後	60	2				○			
		病態治療学Ⅲ （母性、小児、他）	2後	60	2				○			
		栄養学	2後	30	1				○			
		リハビリテーション概論	3前	15		1			○			
		精神保健	1後	15	1				○			
		社会福祉学	2後	30	1				○			
		関係法規	4後	15	1				○			
		保健医療福祉行政論	3前	30	2				○			
		保健統計学	2後	30	2				○			
		公衆衛生学	1後	30	1				○			
		疫学	3前	30	2				○			
		健康体育	1前	30		1						○
		健康とスポーツ（医療と健康）	1前	30		1			○			
小計（20科目）		－	－	26	3	0	18	0	1	26		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
看護学専門科目	看護学概論	1前	30	2			○			必修84単位以上
	生涯発達看護論	1後	30	1			○			
	看護倫理	4前	15	1			○			
	看護過程展開方法論	1後	45	2				○		
	ヘルスアセスメント	1後	45	2				○		
	コミュニケーション論	1前	30	1				○		
	看護実践基礎論	2前	45	2				○		
	看護技術演習Ⅰ（生活の援助）	1後	60	2				○		
	看護技術演習Ⅱ（診療の援助技術）	2前	60	2				○		
	成人看護学概論	1後	30	2			○			
	成人看護方法論Ⅰ（急性期援助論）	2前	60	2				○		
	成人看護方法論Ⅱ（慢性期援助論）	2前	60	2				○		
	老年看護学概論	2前	30	2			○			
	老年看護方法論	3前	60	2				○		
	小児看護学概論	2前	30	1			○			
	小児保健	3前	15	1			○			
	小児看護方法論	3前	45	2				○		
	母性看護学概論	2前	15	1			○			
	母性保健	3前	30	1			○			
	母性看護方法論	2後	30	2				○		
	精神看護学概論	2前	30	2			○			
	精神看護方法論	3前	60	2				○		
	公衆衛生看護学概論	2後	30	2			○			
	公衆衛生看護システム論	4前	30		2		○			
	在宅看護論	3前	60	2			○			
	公衆衛生看護活動論	3前	30	2			○			
	公衆衛生看護技術論	4前	45		2			○		
	家族看護論	2後	30	2			○			
	産業保健論	4前	30	2			○			
	学校保健論	4前	30	2			○			
	基礎看護学実習Ⅰ （対象の理解と看護活動の場を知る）	1後	45	1					○	
	基礎看護学実習Ⅱ （対象に応じた援助技術の習得）	2前	90	2					○	
	成人看護学実習	3後	270	6					○	
	老年看護学実習	3後	180	4					○	
	小児看護学実習	3後	90	2					○	
	母性看護学実習	3後	90	2					○	
	精神看護学実習	3後	90	2					○	
	公衆衛生看護学実習	4前	225		5				○	
	在宅看護論実習	3後	90	2					○	
	看護教育学	4前	30	2			○			
	看護管理学	4後	30	2			○			
	医療安全管理学	2後	30	1			○			
	看護実践統合演習	4後	30	1				○		
	課題別実習	4前	90	2					○	
	看護研究	4通	60	2				○		
	看護行政論	4前	15	1			○			
	緩和ケア論	4前	15	1			○			
	災害看護（救命救急含）	4後	30	2				○		
	外国語文献講読	4後	15		1			○		
	小計（49科目）	—	—	84	10	0	22	17	10	84
合計（92科目）		—	—	127	28	0	58	22	11	129

別表第1の2の1（令和2年度以降入学生 保健医療学部理学療法学科 開設科目単位表）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	
基礎 科目	英語Ⅰ（基礎）	1前	30	1			○			必修5単位以上
	英語Ⅱ（会話）	1前	30	1			○			
	英語Ⅲ（読解）	1後	30	1			○			
	英語Ⅳ（医学英語）	1後	30	1			○			
	中国語	2後	30			1	○			
	フランス語	2後	30			1	○			
	スペイン語	2後	30			1	○			
	日本語表現法	1前	15			1	○			
	基礎ゼミⅠ（導入教育）	1前	30	1				○		
	健全な 基礎心 身の	生命倫理学	2後	30	2		○			必修4単位及び 選択1単位以上
		心理学	1前	30	2		○			
		健康体育	1後	30		1			○	
		健康とスポーツ	1前	15		1	○			
	生活と社会の 仕組み	社会福祉学	1前	30	2		○			必修4単位及び 選択1単位以上
		臨床コミュニケーション論	2前	15	1		○			
		人間関係論	2前	15	1		○			
		社会学	1後	30		2	○			
		教育学	1後	30		2	○			
		法学	3前	30		2	○			
		人間論	1後	15		1	○			
		日本の思想	1後	15		1	○			
		国際文化論	1後	15		1	○			
	自然科学の 基礎	情報リテラシー	1前	30	2			○		必修5単位及び 選択1単位以上
		統計学	2前	15	1		○			
		生物学	1前	15		1	○			
		化学	1前	15		1	○			
		物理学	1後	15		1	○			
		数学基礎	1前	15		1	○			
		人間工学基礎	1後	30	2		○			
	小計（29科目）	—	—	18	15	4	—			21
専門 基礎 科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ（運動器系）	1前	45	2		○			必修16単位
		解剖学Ⅱ（脈管系、神経系）	1後	30	1		○			
		解剖学Ⅲ（感覚器系、内臓器系）	1後	30	1		○			
		解剖学実習	2前	45	1				○	
		体表解剖と触診法	1後	30	1			○		
		生理学Ⅰ（生体の恒常性）	1前	15	1		○			
		生理学Ⅱ（神経生理学）	1後	30	1		○			
		生理学Ⅲ（消化・吸収・排泄）	2前	30	1		○			
		生理学実習	2後	45	1				○	
		運動学Ⅰ	1後	60	2		○			
		運動学Ⅱ	2前	30	1		○			
		運動学実習	2前	45	1				○	
		運動生理学	3後	30	1		○			
		人間発達学	1後	15	1		○			
	小計（14科目）	—	—	16	0	0	—			16

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・実 習	
専門基礎科目	医学概論	1前	15	1			○			必修20単位以上
	一般臨床医学	1後	30	1			○			
	リハビリテーション医学	2前	30	1			○			
	臨床心理学	2前	30	1			○			
	精神医学Ⅰ（基礎）	2前	30	1			○			
	整形外科Ⅰ（基礎）	2前	15	1			○			
	整形外科Ⅱ（応用）	2後	30	1			○			
	神経内科学Ⅰ（基礎）	2前	15	1			○			
	神経内科学Ⅱ（応用）	2後	30	1			○			
	小児科学	2後	30	1			○			
	内科学	2前	30	1			○			
	老年医学	2後	30	1			○			
	病理学	2前	30	1			○			
	画像評価学	3前	15	1			○			
	臨床検査学	3前	15	1			○			
	感染と免疫論	3前	15	1			○			
	予防医学	3前	15	1			○			
	安全管理・救急法	3前	30	1				○		
	薬理学	2後	15	1			○			
	栄養学	3後	15	1			○			
	スポーツ医学	3後	15			1	○			
	カウンセリング	3後	15			1	○			
	小計（22科目）	—	—	20	0	2	—			20
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1前	15	1			○			必修4単位以上
	リハビリテーションチーム論	3前	15	1			○			
	公衆衛生学	2後	15	1			○			
	保健医療福祉行政論	3後	15	1			○			
	国際保健学	3後	15			1	○			
	小計（5科目）	—	—	4	0	1	—			4
専門科目	基礎理学療法Ⅰ	1前	30	1			○			必修10単位
	基礎理学療法Ⅱ	3前	30	1			○			
	臨床推論演習	3前	30	1				○		
	理学療法総合演習	3後	30	1				○		
	理学療法管理学	4後	30	2			○			
	理学療法研究法	3前	30	1			○			
	理学療法研究	4後	60	2				○		
	リハビリテーション工学	3後	30	1			○			
	小計（8科目）	—	—	10	0	0	—			10
	理学療法評価学	1後	30	2			○			必修7単位
	理学療法評価学演習Ⅰ	2前	30	1				○		
	理学療法評価学演習Ⅱ	2前	30	1				○		
	生体計測学	2後	30	1			○			
	臨床動作分析学	3前	30	2			○			
	小計（5科目）	—	—	7	0	0	—			7

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
専門科目	理学療法治療学	運動療法総論	1後	15	1			○			必修23単位及び 選択1単位以上	
		神経系理学療法評価・治療学Ⅰ	2後	30	2			○				
		神経系理学療法評価・治療学Ⅱ	2後	30	1			○				
		神経系理学療法評価・治療学演習	3前	30	1				○			
		運動器系理学療法評価・治療学Ⅰ	2前	30	2			○				
		運動器系理学療法評価・治療学Ⅱ	2後	30	1			○				
		運動器系理学療法評価・治療学演習	3前	30	1				○			
		内部系理学療法評価・治療学	3前	30	2			○				
		内部系理学療法評価・治療学演習	3後	30	1				○			
		小児理学療法学	3後	30	2			○				
		装具学Ⅰ	3前	30	1			○				
		装具学Ⅱ	3後	15	1			○				
		義肢学	3後	30	1			○				
		物理療法学	2後	30	2			○				
		物理療法学演習	3前	30	1				○			
		日常生活活動学	2後	30	2			○				
		日常生活活動学演習	3前	30	1				○			
		スポーツ傷害理学療法学	3・4後	15		1		○				
		理学療法技術論	3・4後	15		1		○				
		ウィメンズヘルス	3・4後	15		1		○				
	小計（20科目）		—	—	23	3	0	—			24	
	地域療理学	地域理学療法学	3前	30	2			○			必修4単位	
		生活環境学	3前	30	2			○				
		小計（2科目）		—	—	4	0	0	—			4
	臨床実習	検査・測定実習	2後	80	2					○	必修20単位	
		評価実習	3後	160	4					○		
		総合臨床実習Ⅰ	4前	280	7					○		
		地域理学療法実習	4前	40	1					○		
		総合臨床実習Ⅱ	4前	240	6					○		
小計（5科目）		—	—	20	0	0	—			20		
合計（110科目）			—	—	122	18	7	—			126	

別表第1の2の2（平成31年度以前入学生 保健医療学部理学療法学科 開設科目単位表）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
基礎科目	英語Ⅰ（基礎）	1前	30	1			○			必修5単位及び 選択1単位以上
	英語Ⅱ（会話）	1前	30	1			○			
	英語Ⅲ（読解）	1後	30	1			○			
	英語Ⅳ（医学英語）	1後	30	1			○			
	中国語	2後	30		1		○			
	フランス語	2後	30		1		○			
	スペイン語	2後	30		1		○			
	日本語表現法	1前	15		1		○			
	基礎ゼミⅠ（導入教育）	1前	30	1				○		
	健全な心身の基礎	生命倫理学	2後	30	2		○			必修4単位及び 選択1単位以上
		心理学	1前	30	2		○			
		健康体育	1後	30		1			○	
		健康とスポーツ	1前	15		1	○			
	生活と社会の仕組み	社会福祉学	1前	30	2		○			必修4単位及び 選択2単位以上
		社会学	1後	30	2		○			
		教育学	1前	30		2	○			
		法学	3前	30		2	○			
		人間論	1後	15		1	○			
		日本の思想	1後	15		1	○			
		国際文化論	1後	15		1	○			
	自然科学の基礎	情報リテラシー	1前	30	2			○		必修6単位及び 選択1単位以上
		統計学	2前	15	1		○			
		生物学	1前	15		1	○			
		化学	1前	15		1	○			
		物理学	1後	15		1	○			
		数学基礎	1前	15	1		○			
		人間工学基礎	1後	30	2		○			
	小計（27科目）	—	—	19	16	0	—			24
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ（運動器系）	1前	45	2		○			必修16単位
		解剖学Ⅱ（脈管系、神経系）	1後	30	1		○			
		解剖学Ⅲ（感覚器系、内臓器系）	1後	30	1		○			
		解剖学実習	2前	45	1				○	
		体表解剖と触診法	1後	30	1			○		
		生理学Ⅰ（生体の恒常性）	1前	15	1		○			
		生理学Ⅱ（神経生理学）	1後	30	1		○			
		生理学Ⅲ（消化・吸収・排泄）	2前	30	1		○			
		生理学実習	2後	45	1				○	
		運動学Ⅰ	1後	60	2		○			
		運動学Ⅱ	2前	30	1		○			
		運動学実習	2前	45	1				○	
		運動生理学	3後	30	1		○			
		人間発達学	1後	15	1		○			
	小計（14科目）	—	—	16	0	0	—			16

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門基礎科目	医学概論	1前	15	1			○			必修17単位及び 選択1単位以上
	一般臨床医学	1後	30	1			○			
	リハビリテーション医学	2前	30	1			○			
	臨床心理学	2前	30	1			○			
	精神医学Ⅰ（基礎）	2前	30	1			○			
	整形外科Ⅰ（基礎）	2前	15	1			○			
	整形外科Ⅱ（応用）	2後	30	1			○			
	神経内科学Ⅰ（基礎）	2前	15	1			○			
	神経内科学Ⅱ（応用）	2後	30	1			○			
	小児科学	2後	30	1			○			
	内科学	2前	30	1			○			
	老年医学	2後	30	1			○			
	病理学	2後	30	1			○			
	画像評価学	3前	15	1			○			
	臨床検査学	3前	15	1			○			
	感染と免疫論	3前	15	1			○			
	薬理学	2後	15	1			○			
	栄養学	3後	15		1		○			
	スポーツ医学	3後	15		1		○			
	カウンセリング	3後	15		1		○			
	小計（20科目）	—	—	17	3	0	—			18
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1前	15	1			○			必修4単位以上
	リハビリテーションチーム論	3前	15	1			○			
	公衆衛生学	2後	15	1			○			
	安全管理・救急法	3前	30	1				○		
	保健医療福祉行政論	3後	15			1	○			
	国際保健学	3後	15			1	○			
	小計（6科目）	—	—	4	0	2	—			4
専門科目	基礎理学療法学Ⅰ	1前	30	1			○			必修9単位
	基礎理学療法学Ⅱ	3前	30	1			○			
	臨床推論演習	3前	15	1				○		
	理学療法総合演習	3後	30	1				○		
	理学療法管理学	4後	15	1			○			
	理学療法研究法	3前	30	1			○			
	理学療法研究	4後	60	2				○		
	リハビリテーション工学	3後	30	1			○			
	小計（8科目）	—	—	9	0	0	—			9
	理学療法評価学	1後	30	2			○			必修7単位
	理学療法評価学演習Ⅰ	2前	30	1				○		
	理学療法評価学演習Ⅱ	2後	30	1				○		
	生体計測学	2前	30	1			○			
	臨床動作分析学	3前	30	2			○			
	小計（5科目）	—	—	7	0	0	—			7

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	時間数	単位数			授業形態			卒業要件 及び 履修条件
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門科目	理学療法治療学	運動療法総論	1後	15	1			○			必修23単位及び 選択1単位以上
		神経系理学療法評価・治療学Ⅰ	2前	30	2			○			
		神経系理学療法評価・治療学Ⅱ	2後	30	1			○			
		神経系理学療法評価・治療学演習	3前	30	1				○		
		運動器系理学療法評価・治療学Ⅰ	2前	30	2			○			
		運動器系理学療法評価・治療学Ⅱ	2後	30	1			○			
		運動器系理学療法評価・治療学演習	3前	30	1				○		
		内部系理学療法評価・治療学	3前	30	2			○			
		内部系理学療法評価・治療学演習	3後	30	1				○		
		小児理学療法学	3後	30	2			○			
		装具学Ⅰ	3前	30	1			○			
		装具学Ⅱ	3後	15	1			○			
		義肢学	3後	30	1			○			
		物理療法学	2後	30	2			○			
		物理療法学演習	3前	30	1				○		
		日常生活活動学	2後	30	2			○			
		日常生活活動学演習	3前	30	1				○		
		スポーツ傷害理学療法学	3・4後	15		1		○			
		理学療法技術論	3・4後	15		1		○			
		ウィメンズヘルス	3・4後	15		1		○			
	小計（20科目）		—	—	23	3	0	—			24
	療法学	地域理学療法学	3前	30	2			○			必修5単位
		生活環境学	3前	30	2			○			
		生活支援理学療法演習	3後	30	1				○		
		小計（3科目）		—	—	5	0	0	—		
	臨床実習	検査・測定実習	2後	90	2					○	必修18単位
		評価実習	3後	180	4					○	
		総合臨床実習Ⅰ	4前	270	6					○	
		総合臨床実習Ⅱ	4前	270	6					○	
		小計（4科目）		—	—	18	0	0	—		
合計（107科目）			—	—	118	22	2	—			125

別表第 2（入学検定料）

入試区分		入学検定料
総合型 選抜	高大接続型	第 1 回目の受験 30,000 円 第 2 回目以降の受験 20,000 円
	自己推薦型	
	課題解決型	
	社会人特別選抜	
	帰国生徒特別選抜	
	留学生徒特別選抜	
学校推薦型 選抜	指定校	
	公募制	
一般選抜	1 科目選択型	大学入学共通テスト利用型 のみ受験 15,000 円 一般選抜 2 教科試験型と併願 で受験 10,000 円
	大学入学共通テスト利用型	

（注）この表で「第 1 回目の受験」「第 2 回目以降の受験」とは、同一志願者が複数回受験した場合の最初の受験機会と第 2 回目以降の受験機会を意味する。

別表第3の1（保健医療学部看護学科 入学金及び授業料等）

学年学期	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費	合計
1年前期	300,000 円	500,000 円	160,000 円	175,000 円	1,135,000 円
1年後期	—	500,000 円	160,000 円	175,000 円	835,000 円
2年前期	—	500,000 円	160,000 円	175,000 円	835,000 円
2年後期	—	500,000 円	160,000 円	175,000 円	835,000 円
3年前期	—	500,000 円	160,000 円	175,000 円	835,000 円
3年後期	—	500,000 円	160,000 円	175,000 円	835,000 円
4年前期	—	500,000 円	160,000 円	175,000 円	835,000 円
4年後期	—	500,000 円	160,000 円	175,000 円	835,000 円

※編入学、転入学の入学金は 300,000 円とし、再入学の入学手続き金は 10,000 円とする。

別表第3の2（保健医療学部理学療法学科 入学金及び授業料等）

学年学期	入学金	授業料	教育充実費	施設設備費	合計
1年前期	300,000 円	475,000 円	150,000 円	175,000 円	1,100,000 円
1年後期	—	475,000 円	150,000 円	175,000 円	800,000 円
2年前期	—	475,000 円	150,000 円	175,000 円	800,000 円
2年後期	—	475,000 円	150,000 円	175,000 円	800,000 円
3年前期	—	475,000 円	150,000 円	175,000 円	800,000 円
3年後期	—	475,000 円	150,000 円	175,000 円	800,000 円
4年前期	—	475,000 円	150,000 円	175,000 円	800,000 円
4年後期	—	475,000 円	150,000 円	175,000 円	800,000 円

※編入学、転入学の入学金は 300,000 円とし、再入学の入学手続き金は 10,000 円とする。